

創価大学における公的研究費の不正使用防止規程

平成19年11月12日規程第353号

改正

平成22年3月27日規程第54号

平成27年3月20日規程第102号

平成27年3月20日規程第141号

平成29年5月27日規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、創価大学（以下「本学」という。）に所属する教職員等の公的研究費（以下「研究費」という。）の使用に関する、法令、本学の諸規程及び当該研究費に関わる使用規則等（以下「法令等」という。）の遵守、不正防止を目的とする。

2 前項に定める「教職員等」とは、本学の教育職員及び事務職員並びに研究費の管理運営に関わるすべての者をいう。

(定義)

第2条 この規程における研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人（以下、「配分機関」と呼ぶ。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金とする。

2 他の省庁、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人及び民間機関等から研究のために支給される補助金及び研究費等は、前項に準ずる。

3 この規程における研究費の不正使用行為（以下「不正使用」という。）とは、以下の各号の通りとする。

- (1) 虚偽又は架空の申請により図書物品等を購入、レンタル及びリース等をさせ、その代金を支払わせること
- (2) 虚偽又は架空の申請により旅費及び交通費等を支払わせること
- (3) 虚偽又は架空の申請により人件費、謝金及び報酬手数料等を支払わせること
- (4) 業者等より便宜を図った謝礼として、金品等の提供を受けること
- (5) その他法令等に違反して使用をすること

(責任体系)

第3条 最高管理責任者は、本学全体における研究費の運営・管理を統括し、最終責任を負うものとし、学長をこれに充てる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学全体における研究費の運営・管理の統括について実質的な責任と権限を有するものとし、学長が指名する副学長をこれに充てる。また本部事務局長及び大学事務局長は、統括管理副責任者として、統括管理責任者を補佐する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、本学の部局等における研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を有するものとし、学部長等各部局の長をこれに充てる。また、学部事務室事務長等各事務組織の長は、コンプライアンス推進副責任者として、コンプライアンス推進責任者を補佐する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、前項に定める者の他、必要に応じて、最高管理責任者の承認を得て、副責任者を任命することができる。

(役割)

第4条 第3条第1項から第4項に定める各責任者の役割等については、以下の各号の通りとする。

(1) 最高管理責任者

不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるようにする。

(2) 統括管理責任者

不正防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者

ア 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、部局等内の研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(不正使用防止部署)

第5条 本学における不正使用防止を掌る部署として、最高管理責任者の下、コンプライアンス推進室をおく。

- 2 コンプライアンス推進室は、以下の各号の室員をもって構成し、室長は、第1号の者とする。

(1) 大学事務局長

- (2) 最高管理責任者が指名する文系学部教員 2 名、理工学部教員 1 名及び研究科長 1 名
- (3) 人事部、管理部、財務部、学事部及び理工学部事務室の事務職員で室長が指名する者
- (4) 前号の他、必要に応じて室長が指名する者

3 前項第 2 号の室員の任期は、2 年とする。

4 コンプライアンス推進室は、以下の業務を行う。

- (1) 不正発生要因の把握と改善に関すること
- (2) 不正使用防止に係る諸規程の整備に関すること
- (3) 不正使用防止計画の立案と進捗管理に関すること
- (4) 研究費に係る事務処理手順ルールの策定とその統一的な運用に関すること
- (5) 教職員等の不正対策に関する方針、意識向上及びルールの理解向上（以下、「コンプライアンス教育」と呼ぶ。）に関すること
- (6) 不正使用発生時の調査等の発議に関すること
- (7) その他不正使用に関すること

5 コンプライアンス推進室の事務は、学事第 2 課が所管する。

(誓約書)

第 6 条 研究費の申請及び運営・管理に係わる構成員は、コンプライアンス教育を受け、それらの内容を遵守することを約する、誓約書を提出しなければならない。

2 前項に定める誓約書を提出しない構成員は、研究費の申請及び運営・管理への関与を制限され、またはその資格を剥奪されることがある。

(相談窓口)

第 7 条 研究費に関する相談を受け付けるため、相談窓口を学事部、理工学部事務室及び財務部内に設ける。

2 学事部及び理工学部事務室内の相談窓口は、主に研究者を対象に相談を受け付ける。

3 財務部内の相談窓口は、主に学外者の相談を受け付ける。

(倫理綱領)

第 8 条 教職員等は、研究費の適正な運用及び意識向上のため、「創価大学教員倫理綱領」及び「学校法人創価大学職員倫理綱領」を遵守しなければならない。

(通報窓口)

第 9 条 本学及び学外からの不正使用に係る通報・告発窓口は、総務部及び内部監査室内に設ける。

2 通報・告発に関する事項は、別に定める。

(不正使用への対応)

第10条 不正使用が発見されたときは、コンプライアンス推進室は統括管理責任者に報告の上、常任理事会に調査委員会の設置を発議する。また、配分機関に報告の上、調査方針等について協議を行なう。

2 調査及び調査委員会に関する事項は、別に定める。

3 調査完了時には、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書等を、配分機関に提出する。また、配分機関より求めがあった場合には、調査の進捗状況を報告する。

4 調査の結果、不正を認定した場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

(懲戒処分)

第11条 不正使用を行った教職員等は、「学校法人創価大学教育職員就業規則」及び「学校法人創価大学職員就業規則」等に基づき、懲戒処分を行うことがある。

2 第4条に定められた各責任者の役割が十分果たされず、結果的に、教職員等による不正使用が行われた場合には、「学校法人創価大学教育職員就業規則」及び「学校法人創価大学職員就業規則」等に基づき、懲戒処分を行うことがある。

(不正な取引に関与した業者への対応)

第12条 不正な取引に関与した業者は、取引停止その他の処分を行う。

2 処分に関する事項は、別に定める。

(取組みの公表)

第13条 コンプライアンス推進室は、研究費の不正使用防止への本学の取組みを外部に公表するよう努めるものとする。

(その他)

第14条 その他、この規程に定めのない事項は、法令等による。